ACSES ニュースレター_１９７９号（2020 年 11 月 13 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇薬物所持疑い、愛知大生を再逮捕　給付金詐欺事件の 2 人〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「SAFE-Lite サービス提供開始」〈製品評価技術基盤機構〉
□大災害、原発事故対策
[原子力施設全般]
・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第 19 号）〈官報〉
・原子力災害対策指針の一部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 10 号）〈官報〉
・原発テロ対策施設、全国初の完成　川内 1 号機、11 月下旬再稼働へ
・使用済み核燃料の中間貯蔵施設　審査に正式合格〈新聞報道〉
[大災害対策]
・災害時のトイレ計画、6 割未策定　感染症で健康被害の恐れ　政令市・特別区調査〈新聞報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇コロナ、変異で感染力強く　東大がハムスターで実験〈Web 報道〉
“欧州系統飛まつ感染しやすい”〈放送報道〉
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇「換気と加湿器」「マスク・手指消毒・3 密回避」　冬の感染防止で医療崩壊防げ〈新聞報道〉
◇新型コロナ　冬は加湿で飛沫拡散防止　気温、紫外線、湿度　感染力に影響〈新聞報道〉
◇治療薬、検査薬等
・次々に発表される新型コロナ消毒法　有効性、安全性は?〈新聞報道〉
・「効果 9 割超」ファイザーワクチン、日本も大量供給合意　それでも接種が容易でない理由〈Web 報道〉
◇大学等関係
・大阪府立大の学生 10 人陽性　キャンパス立ち入り禁止に〈新聞報道〉
◇マスコミ報道　見出し
[3] 「新規化学物質等に係る試験の方法について」の一部改正について〈経済産業省・厚生労働省・環境省〉
[4] 農薬
◇登録・失効農薬情報を更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2183 号）〈官報〉
◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 2184 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2185 号）〈官報〉

薊（アザミ）

[6] 食品安全衛生関係
◇食品安全関係情報を更新しました〈内閣府食品安全委員会〉
◇オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
◇米国ミズーリ州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について〈農林水産省〉
[7] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　６件　　［公募結果、意見募集結果］　１件
[8] その他省庁発表　６件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　12 件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：３件　　◇その他：１件
[付録]
◇改正省令案の概要
・特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案（概要）〈厚生労働省〉
・「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（亜硫酸水素アンモニウム水等４品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（亜硫酸水素アンモニウム水等４品目）の規格基準の設定）（概要）について〈厚生労働省〉
・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要〈環境省〉
・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令案」の概要について〈環境省〉
◇日本学術会議任命拒否問題
・マスコミ報道見出し

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***
◇薬物所持疑い、愛知大生を再逮捕　給付金詐欺事件の２人
＜共同通信　2020 年 11 月 10 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/5cdf90f57e45bf837b5e4f51bfdd7544a6bd1915
　新型コロナウイルス対策の持続化給付金をだまし取ったとして愛知大（名古屋市）の学生２人が詐欺容疑で逮捕された事件で、愛知県警は 10 日、大麻やコカインを所持したとして、２人をそれぞれ大麻取締法違反（所持）と麻薬取締法違反（所持）の疑いで再逮捕した。
　大麻取締法違反で再逮捕されたのは同県豊橋市の大矢圭一郎容疑者（21）。麻薬取締法違反で再逮捕されたのは住所不定の岩堀新大容疑者（21）。
　再逮捕容疑は大矢容疑者が９月 29 日、自宅で乾燥大麻を所持した疑い。岩堀容疑者は９月 18 日、コカインを所持した疑い。県警は２人の認否を明らかにしていない。

◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2020 年 11 月 12 日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201112_1.pdf

生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：46件

うち重大事故等として通知された事案：23件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について

＜消費者庁　2020年11月12日＞

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_201112_02.pdf

1.事故情報(食中毒情報を除く。)：８件、2.リコール・自主回収情報：９件、3.食中毒情報：６件

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・「SAFE-Lite サービス提供開始」

＜製品評価技術基盤機構　2020年11月9日＞

PSマガジン（製品安全情報メールマガジン）　2020年度 特別号　11月9日号

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2020fy/psm_tokubetsugou_201109.html

ＮＩＴＥ（ナイト）は、11月9日、製品安全に特化したウェブ検索ツール「SAFE-Lite」を提供開始します。お使いの製品で異常を感じたときに、スマートフォンなどから「SAFE-Lite」を使うことで、ＮＩＴＥがこれまでに蓄積した約6万件の事故情報から事故となる危険性を簡単に調べられるようになります。

ＮＩＴＥは、「SAFE-Lite」を多くの方にご利用いただくことで製品事故の未然防止が進み、より安心・安全な社会になることを願っております。

ＮＩＴＥからのお知らせ

SAFE-Lite　サービス提供開始

ＮＩＴＥは、より安心・安全な社会になることを目指して、製品安全に関する情報を発信してきました。NITEのウェブサイトでは、事故情報データベース、リコール情報や誤使用に関する注意喚起などを発信しています。

本日、NITEの事故情報をスマートフォンなどで簡単に検索できる「SAFE-Lite」のサービスを始めました。

お使いの製品で気になることがありましたら、ぜひ「SAFE-Lite」でご確認ください！

SAFE-Lite　サイト

https://safe-lite.nite.go.jp

□*大災害、原発事故対策*

[原子力施設全般]

・原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委員会規則第19号）

［官報］　令和2年11月12日　号外　第236号　1～2頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201112/20201112g00236/20201112g002360001f.html

〇原子力規制委員会規則第19号

原子力災害対策特別措置法施行令（平成十二年政令第百九十五号）第四条第四項第五号の規定に基づき、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年11月12日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部を改正する規則

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成二十四年文部科学省経済産業省令第二号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則の一部 改正に関する表

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
第七条　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。
一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの
<table>
<tr><td colspan="2">イ　［略］</td></tr>
<tr><td>ロ　加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</td><td>［(1)～(10)　略］
(11)　炉心の損傷が発生していない場合<u>において、</u>原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
［(12)・(13)　略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［ハ～ヌ　略］</td></tr>
</table>
二　［略］
</td><td>
第七条　令第四条第四項第五号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。
一　次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの
<table>
<tr><td colspan="2">イ　［略］</td></tr>
<tr><td>ロ　加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が規制法第四十三条の三の六第一項第四号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）</td><td>［(1)～(10)　略］
(11)　炉心の損傷が発生していない場合<u>において、炉心の損傷を防止するために</u>原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
［(12)・(13)　略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［ハ～ヌ　略］</td></tr>
</table>
二　［略］
</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

・<u>原子力災害対策指針の一部を改正する告示（原子力規制委員会告示第 10 号）</u>

［官報］　令和２年 11 月 12 日　号外　第 236 号　8～9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201112/20201112g00236/20201112g002360008f.html

○原子力規制委員会告示第 10 号

原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針(平成三十年原子力規制委員会告示第八号)の一部を別表により改正し、令和二年十月二十八日から適用することとしたので、同条第三項の規定に基づき公表する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

令和２年 11 月 12 日　　原子力規制委員会委員長　　更田　豊志

別表　原子力災害対策指針の一部改正に関する表

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
第２　原子力災害事前対策
①　［略］
②　緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方
［表 1-1～1-3　略］
図１　［略］
表２　各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて
表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて
1.　［略］
2.　加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に
</td><td>
第２　原子力災害事前対策
①　［同上］
②　緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方
［表 1-1～1-3　同上］
図１　［同上］
表２　各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて
表 2 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて
1.　［同上］
2.　加圧水型軽水炉(実用発電用のものに限る。)に
</td></tr>
</table>

係る原子炉の運転等のための施設(当該施 2.［向上]設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

緊急事態区分を判断する EAL	警戒事態における措置の概要
［略］	［略］

施設敷地緊急事態を判断する EAL	警戒事態における措置の概要
［①～⑩　略］ ⑪　炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ［⑫～⑭　略］	［略］

全面緊急事態を判断する EAL	警戒事態における措置の概要
［略］	［略］

［3.　～9.　　略］

表 3　［略］

（iii）　［略］

［(3)～(12)　略］

係る原子炉の運転等のための施設(当該施 2.［向上]設が炉規法第 43 条の 3 の 6 第 1 項第 4 号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。)

緊急事態区分を判断する EAL	警戒事態における措置の概要
［同左］	［同左］

施設敷地緊急事態を判断する EAL	警戒事態における措置の概要
［①～⑩　同左］ ⑪　炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ［⑫～⑭　同上］	［同左］

全面緊急事態を判断する EAL	警戒事態における措置の概要
［同左］	［同左］

［3.　～9.　　同左］

表 3　［同左］

（iii）　［同左］

［(3)～(12)　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

・原発テロ対策施設、全国初の完成　川内 1 号機、11 月下旬再稼働へ

＜共同通信　2020 年 11 月 11 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/d316a2cc6d7741a9fcff5de70bfa1809ae0b11be

---

・使用済み核燃料の中間貯蔵施設　審査に正式合格

＜日経新聞　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXMZO66074750R11C20A1MM0000/

［大災害対策］

・災害時のトイレ計画、6 割未策定　感染症で健康被害の恐れ　政令市・特別区調査

＜毎日新聞　2020 年 11 月 11 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/ab0ef09a3655105cb4964788f4eee79e5f3b99f4

全国の 20 政令市と東京 23 特別区のうち 6 割が、内閣府が市区町村に要望する災害発生時の「トイレの確保・管理計画」を策定していないことが、毎日新聞のアンケートで判明した。災害時にインフラが寸断されてトイレが使えなくなると、感染症などで被災者の健康被害を招く恐れがあり、人口が集中する都市部は特にトイレ不足の懸念も浮かぶ。新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、将来の災害に備えた対応が急務となっている。

災害時のトイレ対策は阪神大震災（1995 年）を機に注目されるようになった。東日本大震災（2011 年）でも上下水道が止まり、水洗トイレが機能しなくなるケースが起きた。避難者がトイレの回数を減らそうと水や食事を控えて「エコノミークラス症候群」を発症したり、不衛生なトイレで感染症を患ったりした。同様の事例は新潟

県中越地震（04 年）や熊本地震（16 年）でも確認された。

内閣府は東日本大震災などの経験を踏まえ、16 年 4 月に「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を策定。災害発生当初は避難者約 50 人当たり 1 基▽避難が長期化する場合は約 20 人当たり 1 基▽トイレの平均的な使用回数は 1 日 5 回――といった目安を示し、都道府県を通じて市区町村に計画の策定が望ましいとする通知を出した。

今回のアンケートは 8 月に実施。全 43 市区から回答を得て、10 月まで補足取材した。その結果、災害時の必要トイレ数を試算した上で「計画を策定している」と答えたのは 43 市区中 18 市区にとどまった。また、各自治体が想定する最大避難者数に対し、ガイドラインの目安を満たすトイレ（携帯・仮設トイレなど）を確保できているかも尋ねたところ、5 割強にあたる 23 市区が「確保できていない」と答えた。

一般社団法人「避難所・避難生活学会」代表理事で、石巻赤十字病院（宮城県石巻市）の植田信策副院長は「災害時のトイレ確保は被災者の命だけでなく人間としての尊厳に関わる問題だが、自治体の意識が高まっておらず対策が進んでいない。市区町村は仮設トイレや被災者が使いやすいトイレの備蓄を進め、周辺自治体とも協力して必要数を確保すべきだ」と指摘している。

■災害時のトイレ計画を「策定済み」とした自治体

▽政令市＝さいたま、千葉、横浜、川崎、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、北九州、熊本

▽特別区＝墨田、荒川、世田谷、杉並、練馬

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(11 月 11 日各自治体公表資料集計分)

＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14801.html

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和２年 11 月 12 日版）

＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6o1_6DrOamLkl7BY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4oV34DLGYmrsn3hY

・国内の発生状況について更新しました

＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X6Y586znNaWHnTvNY

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、海外の状況、その他）を更新しました

＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=K9JNh9iTQdHz6Ui5Y

◇コロナ、変異で感染力強く　東大がハムスターで実験

＜共同通信　2020 年 11 月 13 日＞

https://news.goo.ne.jp/article/kyodo_nor/world/kyodo_nor-2020111201002713.html

現在世界で流行中の新型コロナウイルスは、初期のウイルスに比べ、変異によって感染力が強くなったことをハムスターの実験で確かめたと、河岡義裕・東京大医科学研究所教授らのチームが、13 日付の米科学誌サイエンス電子版に発表した。

新型コロナは当初、中国・武漢市で流行したが、チームによると、感染に関わるタンパク質が変異したウイルスが出現。この変異ウイルスが欧州を起点に世界へ広まり、拡大を続けている。

河岡さんは「人でも同様と断言することはできないが、変異が感染拡大に影響した可能性は高い」と話している。

・“欧州系統飛まつ感染しやすい”

＜NHK　2020 年 11 月 13 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20201113/1000056135.html

新型コロナウイルスのうち、一部が変異してヨーロッパから感染が広がったタイプのものは、飛まつ感染しやすい性質があることを動物実験で確かめたとする研究結果を東京大学などのグループが発表しました。

東京大学医科学研究所の河岡義裕教授とノースカロライナ大学のラルフ・バリック教授らのグループは、中国・武漢から広がった野生型の新型コロナウイルスと現在世界中で広がっているヨーロッパ系統と同様に表面のたんぱく質の一部を変異させたウイルスをハムスターなどの実験で比較した結果を発表しました。
研究グループが、飛まつを通じて隣接する別のケージにいるハムスターにどれだけ感染させるか調べたところ、２日後の時点で、隣のケージで感染していたのは野生型では１匹もいなかったのに対し、ヨーロッパ系統では８匹中５匹に上り、飛まつ感染しやすい性質があると考えられるとしています。
また、両方のウイルスを一緒に培養すると、ヨーロッパ系統の方が優勢になりました。
一方で、ハムスターなどの肺の炎症の程度に差は見られず、病原性には影響がなかったほか、抗体に対する反応でも差はなく、野生型を元に開発したワクチンでも、ヨーロッパ系統のウイルスに対し同じ効果を期待できるとしています。
研究グループは、ヨーロッパ系統のウイルスが野生型を非常に短期間でしのいで拡大した理由が明らかになったとしていて、今後も変異を見ていく必要があるとしています。
研究成果は、科学雑誌「サイエンス」のオンライン版に掲載されます。

◇マスコミ報道　見出し

・欧州の一部で感染ピーク越え　ベルギーなど閉店措置が奏功
＜共同通信　2020 年 11 月 10 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/a99fac99b26004577694cb01f88e2fd94e4c85f9
・感染、急速に拡大も　医師会会長「第３波と考えてもよい」　厚労省専門家組織
＜毎日新聞　2020 年 11 月 11 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201111/k00/00m/040/308000c
・今回の急増と第２波との違いは？専門家が分析
＜テレビ朝日　2020 年 11 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/a6e63386a560df3ef4aba4ce71ab07d5c5ee5945

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=TbQr4b71J7eVjyjfY
・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=i3LvjXE3E9xGEOIZY
・「帰国者・接触者相談センター/帰国者・接触者外来等」の「帰国者・接触者相談センター 都道府県別設置数」、「帰国者・接触者外来等 都道府県別設置数」を更新しました
＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3rlL3A76XlbQeURY

◇「換気と加湿器」「マスク・手指消毒・３密回避」　冬の感染防止で医療崩壊防げ

＜毎日新聞　2020 年 11 月 11 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/893b2d72223c6fe7d175d72c4b13c3cc646e90c0

冬の到来を前に、新型コロナウイルスの感染拡大への懸念が高まっている。長崎大病院感染制御教育センター長の泉川公一教授が 11 日に記者会見し、「医療現場の逼迫（ひっぱく）につながる爆発的な感染拡大を避けるため、基本的な感染防止対策を徹底してほしい」と呼びかけた。

新型コロナウイルスの感染者は全国的に増加しており、10 日は新たに 1286 人確認されるなど「第３波」の様相を呈している。

これから冬にかけては空気が乾燥し、せきや発話の際に感染者の口や鼻から出る飛沫（ひまつ）が空気中を長く漂いやすくなる。加えて寒さで室内の換気がおろそかになり、感染リスクが高まることから、泉川教授は「寒くても可能な限り時間を決めて換気してほしい」と強調。また、ウイルスは湿度が低いほど活性化しやすいため「加湿器を使うなど工夫が必要」と呼びかけた。

今冬は新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行も懸念される。ともに接触や飛沫（ひまつ）で感染することから「コロナもインフルも対策は同じ。マスク着用や手指消毒、3 密回避など感染予防対策を徹底してほしい」とし、インフルエンザについては早めのワクチン接種を呼びかけた。

また医療現場が逼迫するのを避け、新型コロナウイルス感染者とインフルエンザ感染者の接触リスクを減らすため、発熱などの症状がある人は、まずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話相談するよう求めた。

県内では行楽シーズンの 10 月以降、11 人の感染が確認されているが、泉川教授は「いずれも感染経路が特定でき、現時点では十分コントロールできている」とした。

◇冬にかけて注意すべき点

・マスク着用や手指消毒、3 密回避の徹底
・室内の換気と加湿器の使用
・発熱症状などあれば、まずは身近な医療機関に電話相談
・早めのインフルエンザワクチン接種

◇新型コロナ　冬は加湿で飛沫拡散防止　気温、紫外線、湿度　感染力に影響

＜毎日新聞　2020 年 11 月 12 日＞　https://mainichi.jp/articles/20201112/ddm/001/040/114000c

新型コロナウイルスの感染拡大は、欧州や北海道など、いち早く冬が訪れている地域で顕著だ。今冬、新型コロナは猛威を振るうのか。

夏よりも冬の環境の方が、新型コロナの細胞に感染する力が長く持続するとの報告が１１月、米国エアロゾル学会誌（電子版）に掲載された。米国土安全保障省のチームは、新型コロナを含むエアロゾル（空気中に浮く水分の微粒子）を気温や湿度、紫外線の強さが異なる環境にさらし、感染する力を持つウイルスの量が９割減少するのにかかる時間を調べた。

秋の日差し並みの強さの紫外線と湿度４５％の環境では、気温３０度で１１分半だったのに対し、１０度では１９分半かかった。気温４０度、湿度２０％の環境で夏の日差し並みの紫外線を当てると約５分だったのに対し、紫外線が全くないと５８分かかった。これらの結果から、チームは、気温と紫外線、湿度は新型コロナの感染力に影響する重要な要因で、紫外線と気温は影響がより大きいと分析した。

◇治療薬、検査薬等

・次々に発表される新型コロナ消毒法　有効性、安全性は?

＜朝日新聞　2020 年 11 月 12 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASNC95334NBYPLBJ004.html?iref=comtop_7_01

新型コロナウイルスの消毒方法として、家庭やオフィスでよく使われるアルコール以外にも、柿渋や紫外線、オゾンなど、効果があるという研究成果が発表されています。次々に出てくる方法の有効性や安全性は、どう判断したらよいのでしょうか。

新たな「消毒」方法、続々発表

奈良県立医科大の研究チームは 9 月、柿渋によって新型コロナウイルスが感染力を失うとの研究結果を発表した。柿渋は、熟していない渋柿をしぼり取って発酵させたもので、木材の防腐剤や織物の染色などに使われている。発表によると、試験管に新型コロナウイルスと唾液（だえき）、柿渋を入れて実験すると、ウイルス量が 1 万分の 1 以下に抑えられたという。

柿渋の成分である柿タンニンは渋柿だけでなく、甘い柿にも含まれているが、溶け出さない形になっている。新型コロナの感染力を失わせるには、高濃度の柿タンニンが一定の時間にわたり接触している必要があるとみられ、柿を食べてもウイルスを減らす効果は確認できていないとしている。

奈良県立医大はほかにも、オゾンガスや光触媒を使って、ウイルスの感染力を失わせる研究結果を発表している。新型コロナウイルスをオゾンガスにさらすと、最大で約 1 時間で 1 万分の 1 以下にウイルス量を減らせたという。光触媒は、酸化チタンなどの物質で、光をあてるとさまざまな物質の分解を促すはたらきを持つ。これを利用すると新型コロナのウイルス量が 99%以上減少したという。

広島大とウシオ電機（東京都）などの研究チームも９月、一部の紫外線が新型コロナウイルスの感染力を失わせる効果を確認したと発表した。乾燥したプラスチック上の新型コロナウイルスに、人の皮膚や目に影響が少ないとされる紫外線を30秒間あてると、99・7%の割合で感染力を失わせる効果があったという。

徳島大も10月、紫外線の中でもエネルギー量の大きい「深紫外（しんしがい）線」を出すLEDで、新型コロナウイルスの感染力を失わせる効果や、どの程度の時間やパワーによって効果が異なるかを確認したと発表した。宮崎大も医療機器メーカーと共同で、深紫外線LEDの光をあてると新型コロナウイルスが感染力を失うことを確認したと、5月に発表した。

多くの大学がめざすのは、得られた研究結果を速やかに産業利用に結びつけることだ。企業と共同で研究や商品開発を進める大学もある。奈良県立医大は、細井裕司学長が理事長を務める一般社団法人「MBTコンソーシアム」が産業利用の旗振り役となり、柿渋の研究結果をもとに製品を共同開発する企業を募るなどしている。奈良県立医大の担当者は「医薬品だけでなく、すべての産業に医学の知見を取り入れてもらい、コロナ禍の社会に役立つものを届けていきたい」と話す。

・「来年前半までに全国民にワクチン確保」

＜共同通信　2020年11月10日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/070e89f48a0a10cad7bad8c274855727568cf182

・コロナとインフル同時流行時の検査 1日最大54万件確保の見込み

＜NHK　2020年11月12日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201112/k10012707031000.html

---

・「効果9割超」ファイザーワクチン、日本も大量供給合意　それでも接種が容易でない理由

＜J-CAST　2020年11月10日＞　https://www.j-cast.com/2020/11/10398548.html

米ファイザー社は2020年11月9日（米東部時間）、独バイオ企業のビオンテックと開発中の新型コロナウイルスのワクチンについて、臨床試験（治験）で感染を防ぐ有効率が90%を超えたと発表した。

発表によると、現時点では安全性についての重大な懸念はなく、11月第3週にも米食品医薬品局（FDA）に、緊急時使用（EUA）の許可申請を出す方針。米メディアによると、12月中旬にも認可が下り、20年末か21年初めにも接種が始まる見通しだ。だが、日本で容易に接種を受けられるようになるまでには、様々なハードルが残っている。

「マイナス70度以下」での保管が必要

日本政府は20年7月、21年6月末までに1億2000万回分のワクチンの供給を受けることで米ファイザー社と基本合意している。ただ、ファイザーのワクチンは、遺伝子の情報を細胞に伝える「メッセンジャーRNA」(mRNA)を活用した新たな技術を利用しており、マイナス70度以下での保管が必要だ。ここが流通へのネックになりそうで、その懸念が欧米メディアでも相次いで報じられている。

ロイター通信は、

「ワクチンは超低温での保管が必要で、米国の最も設備が整った病院でも障害になりそうだ。さらに、資源が乏しい農村や貧しい地域では、供給できる時期や場所に影響を与える可能性がある」

と指摘。ワシントンポストは

「超低温での保管が必要だということと、1回の最低の注文量が1000回分だということからすると、多くの診療所では（ワクチンを）貯蔵することができないだろう。必要な冷凍庫を備えている病院やその他の医療機関が、最初にワクチンを接種することになるだろう」

としている。

こういった指摘を踏まえると、日本でもインフルエンザワクチンのように地域の小規模な診療所での接種は困難で、都市部の大規模病院での接種が先行することになりそうだ。

加藤勝信官房長官は11月10日午前の記者会見で、ファイザーの発表について「個別企業の治験」だとして、「政府としてコメントは差し控えたい」とするにとどめた。

・米、コロナ抗体薬緊急使用を許可　イーライリリー、軽・中等症向け
＜共同通信　2020 年 11 月 10 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e3e76956fc6c46b2d3bbda1ad65a63d4bdf35368

・ロシアのワクチン有効性92%　臨床試験で中間結果を発表
＜共同通信　2020 年 11 月 11 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/669aca3d9d454791fecdc5edff57caf420963322

・ブラジル治験中断「深刻な事態」　中国が開発中のコロナワクチン
＜共同通信　2020 年 11 月 10 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e4c32510db212950fa8535db54cea09658fab175
・中国ワクチン被験者の死因は自殺　ブラジル衛生当局、治験中断継続
＜共同通信　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.47news.jp/news/5481162.html
---

◇大学等関係
・大阪府立大の学生 10 人陽性　キャンパス立ち入り禁止に
＜朝日新聞　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASNCC7488NCCPTIL016.html
大阪府立大（堺市中区）は 11 日、同じサークルに所属する学生 10 人の陽性が確認されたことを明らかにした。いずれも軽症という。学生は 3～4 日、兵庫県内へ 1 泊 2 日の旅行に車で出かけていた。同行した他の学生 14 人は PCR 検査の結果を待っている。

府立大は 15 日まで、中百舌鳥（なかもず）キャンパスへの学生の入構を禁じた。対面授業はオンライン方式に切り替えるか休講にした。同キャンパスの学部・研究科に所属する学生は約 7 千人いる。府立大は旅行をした学生たちの行動履歴を確認中で、「旅行前後に学内にいた可能性もあるため、全学生の入構を禁止することにした」と説明している。

府立大は移動を伴う場合の感染防止対策について、「感染流行地域を避ける」「近場旅行を推奨」「いつ誰とどこで会ったかをメモする」ことなどを学生に呼びかけている。

大阪大（大阪府吹田市）でも 11 日までに学生 10 人の陽性が確認された。複数人で会食などをしていたとみられる。

◇マスコミ報道　見出し
・新型コロナ 病床ひっ迫具合「ステージ 3」指標超の地域拡大
＜NHK　2020 年 11 月 12 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201111/k10012706671000.html?utm_int=all_side_ranking-social_003
・感染検査や診療の医療機関、２・３万か所に…大病院は重症や中等症の治療へ軸足
＜読売新聞　2020 年 11 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/741a4b36d96dd584f7b2e365e4284045c21a9dee
・「第３波」幅広い世代へ、見えない感染源…特定エリア・業種の休業要請見送り
＜読売新聞　2020 年 11 月 12 日＞
****
[3] 「新規化学物質等に係る試験の方法について」の一部改正について
＜経済産業省・厚生労働省・環境省　2020 年 11 月 5 日＞
http://www.env.go.jp/chemi/kagaku/%E6%96%B0%E8%A6%8F%E5%8C%96%20.pdf

令和２年11月５日
薬生発1105第2号
20201015製局第1号
環保企発第2011055号

厚生労働省医薬・生活衛生局長
経済産業省製造産業局長
環境省大臣官房環境保健部長

「新規化学物質等に係る試験の方法について」の一部改正について

「新規化学物質等に係る試験の方法について」（平成２３年３月３１日薬食発０３３１第７号厚生労働省医薬食品局長、平成２３・０３・２９製局第５号経済産業省製造産業局長、環保企発第１１０３３１００９号環境省総合環境政策局長連名通知）」（以下「連名通知」という。）の一部を下記のとおり改正し、令和２年11 月５日から施行する。

なお、令和２年12 月17 日以前に開始された試験であって、本改正前の連名通知に規定する試験の方法に基づき行われたものの取扱いについては、なお従前の例によることができるものとする。

記

１　別添＜藻類生長阻害試験、ミジンコ急性遊泳阻害試験及び魚類急性毒性試験＞の「Ⅱ定義」中「３　その他」、「Ⅲ 総則」中「３ 難水溶性物質の扱い」及び「Ⅵ 魚類急性毒性試験」を別紙１のとおり改める。

２　別添［様式11］を別紙２のとおり改める。

****

[4] ***農薬***

◇登録・失効農薬情報を更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2020 年 11 月 2 日＞

http://www.acis.famic.go.jp/toroku/index.htm

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 2183 号）

［官報］　令和 2 年 11 月 12 日　本紙　第 372 号　3～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201112/20201112h00372/20201112h003720003f.html

肥料の登録の有効期間更新 138 件が公示された。

◇生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 2184 号）

［官報］　令和 2 年 11 月 12 日　本紙　第 372 号　6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201112/20201112h00372/20201112h003720006f.html

肥料の生産業者及び輸入業者の住所並びに肥料の名称の変更４件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 2185 号）

［官報］　令和 2 年 11 月 12 日　本紙　第 372 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201112/20201112h00372/20201112h003720006f.html

肥料の登録失効 11 件が公示された。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2020 年 11 月 4 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2020&from_month=10&from_day=03&to=struct&to_year=2020&to_month=10&to_day=16&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

10 月 3 日～10 月 16 日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇オランダの一部区域からの生きた家きん等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201112_9.html

---

◇米国ミズーリ州からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2020年11月12日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201112_8.html

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集について

＜厚生労働省　2020 年 11 月 2 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200274&Mode=0

11 月 2 日～12 月 8 日

改正省令案の概要　→　末尾［付録］

◇「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（亜硫酸水素アンモニウム水等４品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（亜硫酸水素アンモニウム水等４品目）の規格基準の設定）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2020 年 11 月 6 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495200286&Mode=0

11 月 6 日～12 月 10 日

改正告示案の概要　→　末尾［付録］

◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2020 年 11 月 4 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200061&Mode=0

11 月 4 日～12 月 10 日

改正省令案の概要　→　末尾［付録］

◇「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令案」に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜環境省　2020 年 11 月 5 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200062&Mode=0

11 月 5 日～12 月 11 日

改正省令案の概要　→　末尾［付録］

◇「医薬部外品・化粧品の安全性評価における皮膚刺激性を評価するための評価体系に関するガイダンス」 に関するパブリックコメントを募集します。

＜JaCVAM（日本動物実験代替法評価センター）　2020 年 11 月 4 日＞　https://www.jacvam.jp/public.html

11 月 4 日～11 月 25 日

◇大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブ（Scheem-D）ピッチ参画者の募集について

＜文部科学省　2020 年 11 月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwmac70tFnJ4CbG

[公募結果、意見募集結果]

◇「ＨＦＣ」の輸入割当てについての意見募集（結果）
＜経済産業省　2020 年 11 月 2 日＞
https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120115&Mode=2
****
[8] *その他省庁発表*
◇科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 319 号）
［官報］ 令和 2 年 11 月 11 日　本紙　第 371 号　2～4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20201111/20201111h00371/20201111h003710002f.html
あらまし
○科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第 319 号）（内閣府本府）
一　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正関係
　１　中小企業者の範囲を定めることとした。（第二条の二関係）
　２　新技術補助金等を交付する法人の範囲を定めることとした。（第二条の三関係）
　３　人文科学分野の科学技術に関する試験又は研究を行う国の機関を試験研究機関等に加えることとした。（別表第一関係）
　４　科学技術基本法等の一部を改正する法律において科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律別表第三に加えた研究開発法人等が行うことができる出資並びに人的及び技術的援助を定めることとした。（別表第二関係）
二　関係政令の整備
　その他関係政令の所要の規定の整備を行うこととした。
三　施行期日
　この政令は、令和三年四月一日から施行することとした。

◇大学教育のデジタライゼーション・イニシアティブ（Scheem-D）公式ウェブサイトについて
＜文部科学省　2020 年 11 月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwmac7OtFnJ4CbH

◇地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について
＜文部科学省　2020 年 11 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwkac7Ph62pjbbE

◇令和 2 年 10 月末申請の大学等の設置認可の諮問について
＜文部科学省　2020 年 11 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwkac7Ph62pjbbF

◇令和 3 年度からの私立大学医学部の収容定員の増加に係る学則変更予定一覧
＜文部科学省　2020 年 11 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwkac7Ph62pjbbG

◇令和 3 年度開設予定の大学の設置に係る答申について
＜文部科学省　2020 年 11 月 12 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwmac7OtFnJ4CbF
****
[9] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*
[開催案内]
・第 134 回労働政策審議会安全衛生分科会　　11 月 18 日
＜厚生労働省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2r31WkvC8ReCPwBY
（１）労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案要綱等について（諮問）
（２）社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令等の一部を改正する政令案要綱等について（諮問）
（３）労働安全衛生規則及び労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令案

要綱について（諮問）
（４）特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令案について
（５）平成 26 年改正労働安全衛生法の施行状況及び第 13 次労働災害防止計画の実施状況について
・「第一種健康診断特例区域等の検証に関する検討会（第１回）」の開催について　　１１月１６日
＜厚生労働省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_pnBfm_m1TOmG2RY
（１）第一種健康診断特例区域等の設定に関するこれまでの経緯と検証の進め方について
（２）その他
・薬事・食品衛生審議会薬事分科会血液事業部会令和２年度第４回運営委員会（ペーパーレス・Web 会議）の開催について　　11 月 25 日、Web 会議
＜厚生労働省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14611.html
１．　感染症定期報告について
２．　血液製剤に関する感染症報告事例等について
３．　令和２年度第２回献血推進調査会の審議結果について
４．　その他
・食品安全委員会 遺伝子組換え食品等専門調査会（第２０５回）の開催について　　１１月２０日、非公開
＜内閣府　2020 年 11 月 12 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_205.html
（１）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について
・RG-V1株を利用して生産されたL-バリン
・Komagataella pastoris 132株を利用して生産されたフィターゼ
・長鎖多価不飽和脂肪酸含有及びイミダゾリノン系除草剤耐性セイヨウナタネ LBFLFK（食品・飼料）
（２）その他
・第 61 回 食品表示部会の開催について　　11 月 18 日、テレビ会議
＜内閣府　2020 年 11 月 11 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/061/kaisai/index.html
食品表示基準の一部改正（玄米及び精米に関する表示）に係る審議
・食品安全委員会（第 797 回）の開催について　　11 月 17 日
＜内閣府　2020 年 11 月 11 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai797.html
（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
・農薬７品目
ＭＣＰＡ
ウニコナゾールＰ
キャプタン
クロルピクリン
セダキサン
プロシミドン
メタミホップ
・動物用医薬品１品目
ルバベグロン
（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について
・添加物「キチングルカン」に係る食品健康影響評価について
（３）その他
・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 3 例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について
＜農林水産省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201111.html
・第 10 回医師の働き方改革の推進に関する検討会の開催について（オンライン開催）　　１１月１８日
＜厚生労働省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9pHJdmfu3TuuEOxY

・前回の議論のまとめについて
・中間とりまとめに向けて更なる検討が必要な事項について
・これまでの議論のまとめについて
・オンライン開催：食品安全確保の強化を目指して―WHO の食品安全決議をふまえた日本の取り組み
　　11 月 27 日
＜厚生労働省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=TbQpS7fx1RqA1ijfY
世界保健機関　(WHO)　の総会では、2000 年以降、10 年ごとに食品安全決議を採択してきました。本年はその節目の年であり、新たに「食品安全決議・食品安全への取り組みの強化　(Food Safety Resolution：Strengthening efforts on foodsafety)」　を採択しました。本シンポジウムは、今回の食品安全決議をふまえ、現在我々が直面している問題や、将来的に取り組むべき新たな課題を十分に関係者間で共有することを目的として開催します。
・少量新規化学物質における分解性・蓄積性の評価フロー説明会の参加者募集を開始しました。　　11 月 30 日
＜製品評価技術基盤機構(NITE)　2020 年 11 月 9 日＞
https://www.nite.go.jp/chem/qsar/syouryou_QSAR2.html
2020 年 6 月に HP (https://www.nite.go.jp/chem/qsar/syouryou_QSAR.html)より公開した「少量新規化学物質における分解性及び蓄積性評価フローついて（解説)」の説明会を開催します。
・第 4 期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方に関する検討会（第 2 回）の開催について
　　11 月 17 日、WEB 会議
＜文部科学省　2020 年 11 月 11 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/afwkac7Ph62pjbbH
1. 有識者からのヒアリング
2. 自由討議
3. その他
・オンラインセミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」の開催について
　　11 月 25、26 日、オンライン
＜環境省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.env.go.jp/press/108645.html
---

[開催記録、報告、資料等]
・令和２年度第１回化学物質のリスク評価検討会議事録　　10 月 19 日
＜厚生労働省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14803.html
(1) リスク評価対象物質のリスク評価について
　　アジピン酸
　　1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン
　　2-(ジメチルアミノ)エタノール
　　アクロレイン
(2) リスク評価実施要領等の改訂について
・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内 3 例目）を受けた「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催結果について
＜農林水産省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201111_19.html
・第一回「オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアル作成に係るアドバイザー会議」の会議資料を公表しました　　10 月 30 日、オンライン開催
＜消費者庁　2020 年 11 月 11 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/future/meeting_materials/review_meeting_001/021986.html
2.アドバイザー会議の開催について
3.ヒアリング
(1)藍里病院
(2)国民生活センター
4.意見交換

****

[10] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

＜環境省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.env.go.jp/press/108662.html

---

・香川県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内３例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の 持ち回り開催について

＜農林水産省　2020 年 11 月 11 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201111.html

---

・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内３例目）の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について

＜農林水産省　2020 年 11 月 12 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201112.html

---

◇*その他*

・混乱する国立大の学長選考　教員の意向かトップダウンか

＜朝日新聞　2020 年 11 月 12 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASNCD5SZ6NBRUTIL04Y.html?iref=comtop_7_07

****

[付録]

◇*改正省令案の概要*　　*上記［7］関係*

〇特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案（概要）

＜厚生労働省　2020 年 11 月２日＞　https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000208483

１　改正の趣旨

「溶接ヒューム」等について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 89 号。以下「特化則等改正省令」という。）により、金属をアーク溶接する作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）を行う屋内作業場で、新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用しようとするとき等には、空気中の溶接ヒュームの濃度を測定しなければならないこと等を義務付けることとしている。

これに関し、次の３点について、所要の措置を講ずることとする。

（１）特化則等改正省令附則第２条における経過措置期間中、溶接ヒュームの濃度の測定を行った場合、その測定結果等を記録及び保存することとする。

（２）今般、特化則等改正省令により新たに義務付ける、金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において当該作業に従事する労働者が使用する呼吸用保護具が適切に装着されていることの確認（以下「フィットテスト」という。）について、令和４年４月１日から義務付ける予定であったが、確認方法の基準である日本産業規格（JIS）の改正作業が遅れていることから、令和５年４月１日に延期することとする。

（３）特化則等改正省令及び粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和２年厚生労働省令第 128 号。以下「粉じん則等改正省令」という。）により新たに義務付ける測定結果等の記録及び保存について、電子的記録により作成及び保存を行うことができることとする。

２ 改正の内容

（１）特化則等改正省令附則第３条の対象から特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号。以下「特化則」という。）第 38 条の 21 第８項を削除し、特化則等改正省令附則第２条における経過措置期間中の同項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定の記録の保存等を義務付ける。

（２）特化則等改正省令による改正後の特化則第 38 条の 21 第７項に規定するフィットテストについて、特化則等改正省令附則第３条に第２項を新設し、令和５年４月１日から適用することとする。

（３）厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 44 号）別表第一の表一及び別表第二を改正し、特化則第 38 条の 21 第７項の規定によるフィットテストの結果の記録及び保存、同条第８項の規定による溶接ヒュームの濃度の測定結果等の記録及び保存並びに粉じん則等改正省令による改正後の粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第６条の４第３項の規定による粉じん濃度の測定結果等の記録及び保存について、これらを電子的記録により行えるようにする。

（４）その他所要の改正を行う。

３　根拠法令

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 27 条第１項及び第 103 条第１項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）第３条第１項及び第４条第１項

４　施行期日等

公布日：令和３年１月上旬（予定）

施行期日：公布の日（２（３）は令和３年４月１日）（予定）

○「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（案）」（亜硫酸水素アンモニウム水等４品目の添加物への指定）及び「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（添加物（亜硫酸水素アンモニウム水等４品目）の規格基準の設定）（概要）について

＜厚生労働省　2020 年 11 月 6 日＞　https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000208821

令和２年 11 月６日

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品基準審査課

１．改正の趣旨

添加物については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 12 条において、人の健康を損なうおそれのない場合として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除き、販売・製造等を行ってはならないとされており、同条の規定に基づき、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 12 条及び別表第１において、人の健康を損なうおそれのない添加物が定められている。

また、当該添加物については、厚生労働大臣は、法第 13 条第１項の規定により、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、製造若しくは使用等の方法の基準又は成分の規格（以下「規格基準」という。）を定めることができ、規格基準が定められたものについては、同条第２項の規定により、規格基準に合わなければ販売等を行ってはならないこととされているところ、規格基準は食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）において定められている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会（令和２年 10 月 14 日）の審議を踏まえ、施行規則を改正し、人の健康を損なうおそれのない添加物として新たに亜硫酸水素アンモニウム水等を指定するとともに、告示を改正し、亜硫酸水素アンモニウム水等の規格基準を設定する。

２．改正の概要

○ 施行規則関係

施行規則別表第１に亜硫酸水素アンモニウム水、キチングルカン、DL－酒石酸カリウム及びビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体を追加する。

○ 告示関係

亜硫酸水素アンモニウム水、キチングルカン、DL－酒石酸カリウム及びビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体の規格基準を設定するとともに、その他所要の改正を行う（詳細は別添参照）。

３．根拠条項

法第 12 条及び第 13 条第１項

４．施行期日等

公布日：令和３年１月中旬（予定）

施行期日：公布の日

○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

＜環境省　2020 年 11 月 4 日＞　https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000208647

令和２年 11 月
財務省
厚生労働省
農林水産省
経済産業省
国土交通省
環境省

１．改正の背景

令和２年７月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

これを踏まえ、今般、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 46 年法律第 107 号）に基づく届出等の行政手続に係る様式において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続の押印を廃止するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和 46 年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第 3 号。以下「規則」という。）について所要の規定の整備を行う。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

２．改正の概要

（１）規則において定める様式第一から第三の四まで、様式第六及び様式第八について、押印を求める規定を削除するとともに、当該規定の削除に伴う所要の規定の整備を行う。

（２）改正規則の施行後においても、当分の間は旧様式を使用できるよう、経過措置を設ける。

３．公布日等（予定）

公 布 日：令和２年 12 月下旬

施行期日：公布の日

○「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令の一部を改正する省令案」の概要について

＜環境省　2020 年 11 月 5 日＞

https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195200062&Mode=0

１．改正の背景

○　令和２年７月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和２年７月 17 日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。

○　これを踏まえ、今般、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令について所要の改正を行う。

※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

２．改正の概要

○　特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令様式第一及び様式第二中、「印」を削る。

○　改正省令の施行の際、施行後においても、当分の間は現行の様式を取り繕い使用できるよう、経過措置を設ける。

３．今後の予定

令和２年中に改正省令を公布・施行の予定。

◇*日本学術会議任命拒否問題*

〇マスコミ報道見出し

・内閣府、任命拒否６人の再推薦「排除せず」　政府は欠員補充「要請しない」

＜毎日新聞　2020 年 11 月 11 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/f483f2a26efd985e10f3e8302398b29c6bb27a18

********** 以上 **********